

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に  
関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等を実施するに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 改正の主な内容

(1) 利用者負担額の免除等に関する特例規定の新設

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する利用者負担額の免除等に関する基準に関し、国の財政支援の基準に基づき必要な事項を定めること。

- ① 令和2年7月豪雨の影響により住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたときなど、一定の要件に該当する場合は、利用者負担額の免除等を行うこと。
- ② 利用者負担額の免除等の対象となる期間は、令和2年7月6日から同年10月31日までとすること。

3. 施行の時期

公布の日から施行し、令和2年7月6日から適用すること。

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由 公益上、緊急に規則を定める必要があるため